

質疑回答書

業務名	ネットワークパソコン及び周辺機器賃貸借（令和 8 年度契約分）	
質疑番号	質疑事項	回答
1	【納期について】 天変地異やメーカーの不正等、リース会社にとって不可抗力の事象が生じた事による納期遅延の場合、契約期間変更等の協議に応じて頂けますでしょうか。 また、万が一、前述の理由により納期遅延となった場合、ペナルティ等は発生しますでしょうか。	契約書約款第 20 条の 2（違約金）の規定において、債務の不履行が「契約の目的及び取引上の社会通念に照らして賃貸人の責めに帰することができない事由によるものであるとき」は、違約金支払いの対象外となります。具体的な日程調整については、状況に応じて協議となります。
2	【動産総合保険について】 動産総合保険の補償範囲は、地震、津波、噴火などの天災による災害は一般的なものでよろしいでしょうか。	動産総合保険の付保は必要ございませんが、付保することに問題はありません。
3	【解約について】 発注者の都合により解約となった場合、損害金はお支払いいただけるのでしょうか。（残リース料相当分）また、過去に損害金をお支払いしなかった実績はございますでしょうか。	過去 5 年間で契約解除を行った経過はありません。協議解除により賃貸人に損害を及ぼしたときは、その賠償額について賃借人と賃貸人とが協議して定めることとなっています。
4	【契約書について】 契約書の案をいただけますでしょうか。	宇治市ホームページで契約書約款を掲載していますのでご確認ください。使用する約款は「賃貸借契約書（長期継続契約用）」です。URL は以下のとおりです。 https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/57867.html
5	【契約不適合責任について】 導入機器の契約不適合については、納入業者及びメーカーに責任があるという認識でよろしかったでしょうか。	ご認識のとおりです。
6	【契約満了後の所有権移転について】 契約満了後に所有権が宇治市へ移転することですが、受注者はソフトウェアについての使用権許諾から離脱し、以後貴市及びメーカーもしくは販売会社との間で使用権許諾の上使用していただき、契約満了後、受注者に責任はないとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

7	【入札金額について】 入札金額は、481 台分の 60 か月間における賃貸借料総額（税込）を記載する理解でよいでしょうか。	ご認識のとおりです
8	お支払条件につきまして、請求書を受領後30日以内にお支払いいただけるとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
9	賃貸借物件に動産総合保険を付保する必要はございますでしょうか。	動産総合保険の付保は必要ありません。
10	動産総合保険の付保が必要な場合、付保する動産総合保険は 地震・津波・噴火等の天災は保険事故の対象外とし、屋内（建物内）での物件の使用を前提とする、賃貸借期間で逡減する一般的な動産総合保険でよろしいでしょうか。	動産総合保険の付保は必要ございませんが、付保することに問題はありません。
11	宇治市様の故意または過失により、賃貸借物件の滅失、毀損、盗難等が発生した場合は、宇治市様の負担により原状回復または代替品の調達を行うものとの認識でよろしいでしょうか。	契約書約款第 17 条第 2 項（損害賠償等）において、「賃借人は、故意又は重大な過失により物件に損傷が生じた場合、及び善管注意義務を怠ったことにより物件に損害が生じた場合には、その損害を賠償するものとし、その損害額は賃借人と賃貸人とは協議して定める。この場合において、保険その他補填するものがある場合は、当該補填される相当額を控除し、賃借人の負担額を定める。」と規定しています。また、同条 3 において、「前 2 項の場合、前条における保険で補償される損害相当額に対しては、賃借人はその責任を免がれるものとする。」と規定しています。
12	ソフトウェアに関して、リース会社はソフトウェア会社からソフトウェアの使用権許諾されたものを宇治市様に再許諾する形となります。従って、賃貸借期間満了後、リース会社はソフトウェアの使用権許諾関係から離脱することになるため必要に応じて宇治市様からソフトウェア会社に使用権許諾についての手続きが行われるとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
13	納入及び設置作業等を、リース会社から納入業者に委託する場合、提出が必要となる書類はございますでしょうか。	納入については使用のとおりですが、委託契約を締結した際には、契約締結後に再委託申請書をご提出いただく場合があります。
14	上記質問に関連し、提出が必要な書類がある場合、様式をお示し下さい。	様式があるため、提示させていただきます。また、市ホームページにも同様のファイルを掲載しているため、そちらもご確認ください。

15	契約書（案）を事前にご提示いただくことは可能でしょうか。ご提示いただけない場合、リース会社様式の契約書で締結となりますがよろしいでしょうか。	質疑番号4の回答のとおりです。
16	本契約に保守は含まないとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
17	入札書に記載する日付は、「審査結果通知書兼入札通知書」に記載の「入札日」でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
18	入札額は【総額 税込】との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
19	「本件は、長期継続契約対象案件です」とございますが、契約が解除された場合、未払い残金の金額は宇治市様でご負担いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	契約解除による賃借料について、予算減額に係る契約の解除の場合は、契約書約款第19条2（予算減額に係る契約の解除）において、「賃借人は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより賃貸人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、賃借人と賃貸人とは協議して定める。」と規定しています。賃借人の契約解除権を行使した場合は、契約書約款第20条2項（賃借人の契約解除権）に、「当該解除までにおいてこの契約の目的を達成できたと認められる部分に対して、相当と認める賃貸借料を賃貸人に支払うものとする。」と規定しています。協議解除の場合は、契約書約款第21条2（協議解除）において、「賃借人は、前項により契約を解除した場合において、これにより賃貸人に損害を及ぼした場合は、この損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、賃借人と賃貸人とは協議して定める。」と規定しています。賃貸人の契約解除権を行使した場合は、契約書約款第22条2（賃貸人の契約解除権）において、「賃貸人は、前項により契約を解除した場合において、これにより損害が発生したときは、この損害の賠償を賃借人に請求することができます。」と規定しています。
20	カメラに記載の「顔認証対応」とは、Windows Hello 対応という認識でよろしいでしょうか。	別のソフトを使用する等の方法で、離席時の画面ロックやサインインができればWindows Hello 対応でなくても構いません。 WindowsHello 対応である必要はありませんが、別ソフトにおいて離席時の画面

		ロックやサインインができることが必要です。納品時、別ソフトの名称もご教示ください。
21	周辺機器について、メーカー標準添付の AC アダプタで問題ございませんでしょうか。	問題ありません。
22	Office LTSC ライセンスについて、ライセンスキーについては MAK、KMS のどちらのキーも発行することができるライセンスを提供のご認識でお間違いないでしょうか。	ご認識のとおりです。
23	リース会社による入札参加を検討しています。賃貸に付随する業務で当社が自ら実施することが事実上できない業務（物件の搬入、保守等）について、当該業務を発注者から当社が受注した上で、物件の売主等の業者に再委託してもよろしいでしょうか。	本案件については保守に関する委託は含まれていません。 物件の搬入等について再委託する場合は、再委託申請書で承諾が必要です。
24	前の質問のように当社が事実上できないのではなく、物件の設置工事など当社が発注者より請け負うことが法令上認められない業務（銀行法や建設業法等により規制される業務）がある場合、当社は、当該業務を発注者から受託するのではなく、発注者の指定または仕様書通りに物件を提供する為に、当社の責任において物件の売主等に当該業務を発注することで差し支えないでしょうか。（当社の発注は法的には再委託にはなりません、再委託の場合（前の質問）と同様に売主等の業者に業務を行わせてもよろしいでしょうか。）	受注者が物件の売り主等の業者に発注することに関し、法令を遵守されるのであれば差し支えありません。
25	万一、予算の削減・減額により契約が変更または解除となった場合において、当該時点において残期間の残賃借料が残存する場合、発注者にて残賃借料のご負担をいただけますでしょうか。	契約書約款第 19 条 2(予算減額に係る契約の解除)において、「賃借人は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより賃貸人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、賃借人と賃貸人との協議して定める。」と規定しています。
26	予算削減等の影響により、過去、実際にご契約を解約又は変更等を実施されたケースはございますでしょうか。	過去 5 年間に於いて、予算削減の影響を理由として、契約を解除し、又は契約内容を変更した事例はありません。
27	本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、契約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日について別途協議いただけますでしょうか。（社	指名停止の措置基準については、宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領別表第 4 (1) (契約違反)において、「正当な理由なく、契約を履行しなかったとき又は契約の相手方の責めに帰すべき事由により、宇治市が契約を解除したとき。」と規定しているため、当該条件に該当する場合は指名停止の対象外とな

	会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力による遅延に対し、遅延損害金や指名停止等のペナルティが課される可能性がありますと、入札参加が困難です)	ります。賠償請求については、契約書約款において、当該条件に該当する場合の取扱いが定められていないため、具体的な状況を踏まえ、双方で協議の上、対応を決定することとなります。また、各日程の具体的な調整については、状況に応じて協議となります。
28	本件にて利用予定の賃貸借契約書のひな形がございましたら、入札前にいただけますか。	質疑番号4の回答のとおりです。
29	(発注者所定の賃貸借契約書にて推進となる場合) 落札後、発注者所定の契約書の条項の内容の修正に関して、別途協議いただけますか。	契約書約款については、統一的な契約手続きを確保する必要があるため、個別に内容を修正することは困難です。
30	【賃貸借仕様書10】 本件、賃貸借期間満了後の物件については無償譲渡との条件ですので、賃貸借期間中の本物件にかかる固定資産税は非課税扱い(賃貸借料には同費用分は含めない) でしょうか。	ご認識のとおりです。
31	【賃貸借仕様書10】 賃貸借料のお支払いスケジュールは、賃貸借期間開始後、1か月毎(翌月末期日)の毎月、「全60回」の、均等払いを頂けるとの認識でしょうか。	ご認識のとおりです。
32	本案件については、動産総合保険等、物件に対します保険付保の要否はご指定はないとの認識でしょうか。(付保必須の保険内容がございましたら、ご教示願います。)	動産総合保険の付保は必要ありません。
33	弊社にて付保する保険内容は、賃貸借期間開始から賃貸借期間終了まで、物件金額相当額を一定割合低減させる方式にて物件単位で保険金額を設定しておりますが、よろしいでしょうか。	動産総合保険の付保は必要ございませんが、付保することに問題はありません。
34	動産総合保険を付保するのはハードウェアのみで、ソフトウェアについては不付保でよろしいでしょうか。	動産総合保険の付保は必要ありません。
35	動産総合保険の対象外となる地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等により物件が破損した際の修理費用や、滅失して契約が継続できない場合の残賃借料は発注者にてご負担いただけますでしょうか。	契約書約款第10条において、「賃貸人は、賃貸借期間中において物件に修理または調整の必要が生じたときは、賃借人の指示にしたがって賃貸人の負担において修理等を行わなければならない。ただし、賃貸人の責に帰することができない理由による場合は、方法及び費用負担について、賃借人と賃貸人とが協議のうえ定めるものとする。」と規定しています。

36	動産総合保険の対象外となる地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等により代替品を提供する必要がある場合、その費用については貴市ご負担をいただけますでしょうか。	代替品の提供については、契約書約款において、当該条件に該当する場合の取扱いが定められていないため、具体的な状況を踏まえ、双方で協議の上、対応を決定することとなります。
37	地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等が原因で賃借人や第三者が被害を被った場合は受注者は免責としていただけますか。	賠償請求については、契約書約款において、当該条件に該当する場合の取扱いが定められていないため、具体的な状況を踏まえ、双方で協議の上、対応を決定することとなります。
38	(契約書が未詳となります処、念の為、ご質問させていただきます。) 受注者の帰責によらない任意解約規定があると想定して、その任意解約規定により契約変更や契約解除となり残期間の残賃借料が残存する場合、同変更・解約の事由が受注者の責任に起因しない場合には、残賃借料のご負担につきまして別途協議をいただけますでしょうか。	契約書約款第 21 条 2 (協議解除) において、「賃借人は、前項により契約を解除した場合において、これにより賃貸人に損害を及ぼした場合は、この損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、賃借人と賃貸人とが協議して定める。」と規定しています。また、契約書約款第 22 条 2 (賃貸人の契約解除権) において、「賃貸人は、前項により契約を解除した場合において、これにより損害が発生したときは、この損害の賠償を賃借人に請求することができる。」と規定しています。
39	(ノートパソコン仕様書その他) 今回、パソコン故障時の修理体制フローについて①～④のご案内を頂いております処、下記、ご質問させていただきます。 ①今回、リース会社による入札参加を検討させて頂いております処、修理体制フロー(保守体制表)につきまして、受注者を介さず、物件の売主等を直接の連絡先とさせて頂く体制もよろしいでしょうか。 ②修理体制フロー①～④」記載の「納入業者」は「受注者」自らではなく、受注者が物件を購入致します、「物件の売主」と読み替えさせて頂いても宜しいでしょうか？ ③「修理体制の再委託については、受注者の主たる業務以外の一部業務の再委託に限り、書面による貴市の承諾を得た場合のみ可能」との記載がございますが、貴市のご承諾を頂けます場合は、「修理体制フローに記載の業務全て」につきまして、再委託させて頂く事も可能でしょうか？ ④保守等にかかります、再委託承認申請は、	① につきまして、問題ありません。 ② につきまして、読み替えていただいて問題ありません。 ③ につきまして、可能です。 ④ につきまして、ご認識のとおりです。 ⑤ につきまして、ご認識のとおりです。

	落札後、受注者のみ申請対応との認識で宜しいでしょうか？ ⑤今回、保守費用は本契約金額・業務範囲には含まず、契約の範囲としましてはあくまで修理体制の確保までとなり、個別修正が発生しました際は、別途、貴市に費用ご負担を頂けるとの認識で宜しいでしょうか？	
40	今回、物件の導入時、「既存品」の撤去・廃棄・データ消去等はいずれも不要との認識で宜しいでしょうか？	ご認識のとおりです。
41	【賃貸借仕様書4】 設置場所につきまして詳細は未詳かと存じます。 設置先、設置場所ごとの設置予定台数等、大まかでもお伺いさせていただきますでしょうか？	市民課、国民健康保険課、介護保険課、年金医療課、障害福祉課など主にマイナンバーを利用する課への配布を考えています。
42	【賃貸借仕様書4】 設置場所につきまして詳細は未詳かと存じます 処、今回、物件のご利用者は、学校の児童や生徒様は想定されていないとの認識で宜しいでしょうか？ もし、学校の児童や生徒様にご利用予定のPCがございましたら、想定台数をご教示願います。	学校には配布する想定はありません。
43	今回の入札時、提出必須の書面は入札書のみとの認識で宜しいでしょうか？	ご認識のとおりです。
44	(貴市の HP 申請書ダウンロード掲載資料) 「誓約書」は、受注者決定後、落札者のみ提出との認識で宜しいでしょうか？	宇治市入札・契約情報に掲載している誓約書は、本件については、提出していただく必要はありません。
45	【入札書について】 ①入札書の書式を頂戴出来ますでしょうか？ ②入札書へ日付の記載が必要となります場合、開札日の日付を記載との認識で宜しいでしょうか？ ③入札額はアラビア数字にて表記の上、¥マークの表記要否は任意とさせて頂いても宜しいでしょうか？ ④入札額は、契約期間通期の、税込・「総額」金額を記載との認識で宜しいでしょうか？	①入札書については、審査結果通知書兼入札通知書と同時に配布いたします。 ②ご認識のとおりです。 ③ご認識のとおりです。 ④ご認識のとおりです。
46	【持参入札の場合について】 ①入札書に法人印を押印の上、入札書封入封筒に封入の上、代理人」が持参提出を致します場合、この場合は、代理人入札には「非該当」との認識で宜しいでしょうか？ ②上記①の対応が代理人入札となります場合、	①本件は、代理入札に該当しません。なお、入札書には、当市に提出いただいております使用印鑑届の使用印鑑の欄に押印の印鑑をご使用ください。 ②－ ③封筒への押印、封印は不要です。 ④差し支えありません。

	委任状を持参したいと存じますが、委任状の書式ご指定がございましたら、書式を頂戴出来ますでしょうか？ ③封筒へは押印は不要で宜しいでしょうか？表面の差出人の欄や、裏面への封印は、いずれも不要との対応で宜しいでしょうか？ ④封筒につきまして、代表者の氏名に加え、「職名」も記載させて頂いて宜しいでしょうか？ ⑤上記①が代理人入札となります場合、委任状も合わせて提出致します処、入札書への押印は、法人印は押印割愛させて頂き、代理人名義による代理人印のみの押印での入札参加も可能でしょうか？ ⑥上記①が代理人入札となり、かつ、入札書封入封筒へ押印が必要となります場合、封筒への押印は、法人印の押印に代え、代理人印による押印対応でも宜しいでしょうか？ (代表者名の下記に、代理人名も表記させて頂きます。)	⑤－ ⑥－
47	【郵便入札の場合について】 ①郵便入札の場合、二重封筒を行う必要はないとの認識で宜しいでしょうか？ ②封筒へは押印は不要で宜しいでしょうか？表面の差出人の欄や、裏面への封印は、いずれも不要との対応で宜しいでしょうか？ ③配達指定日は、入札書到達期限「以前」の日付でも宜しいでしょうか？ ④封筒につきまして、代表者の職名も記載させて頂いて宜しいでしょうか？ ⑤レターパックによる送付でも宜しいでしょうか？ ⑥封筒への記載事項について、必須記載事項が漏れなく記載されます場合、貴市HP掲載の郵便入札用添付書式を、「切り貼り」させて頂き、封筒へ添付・発送とさせて頂いても宜しいでしょうか？	①ご認識のとおりです。 ②封筒への押印、封印は不要です。 ③差し支えありません。 ④差し支えありません。 ⑤差し支えありません。 ⑥差し支えありません。郵便入札用封筒（入札郵送用）をご使用ください。
48	先行納品 20 機を除く、残りの 461 機を、1 回あたり 100 機程度の分割納品でよろしいでしょうか。	納期限である令和 9 年 1 月 26 日までの期間でしたら分割納品していただいて問題ありません。
49	仕様書「納品について」に記載の「コンピュータ名にパソコン製品型番、パソコン製品番号、MAC アドレスを追加した一覧表」の作成、およびコンピュータ名のシールを作成し、パソコンを入れた箱およびパソコンの指定する箇所に貼り付ける作業につきまして、御市庁舎内にてスペースをお借りし、現地にて実施させていただくことは可能でしょうか。	現地での作業はできません。

50	端末の保証につきまして、メーカー標準保証でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。																										
51	仕様書「インターフェース」に「不足する場合は USBHub を納品すること」と記載がありますが、以下、製品は認められますでしょうか。 メーカー：ELECOM 型番：U3H-H030BK 商品名：USB 5Gbpsハブ3ポート 製品URL： https://jp/products/U3H-H030BK.html <table><tr><td>コネクタ仕様 (アップストリーム)</td><td>USB-Aプラグ×1<USB 5Gbps (USB3. 2 (Gen1))/USB2. 0/USB1. 1></td></tr><tr><td>USBポート (ダウンストリーム)</td><td>USB-Aポート×3<USB 5Gbps (USB3. 2 (Gen1))></td></tr><tr><td>対応OS (Windows)</td><td>Windows 11/10</td></tr><tr><td>対応OS (macOS)</td><td>macOS Sonoma 14</td></tr><tr><td>対応OS備考</td><td>※各OSの最新バージョンへのアップデートや、サービスパックのインストールが必要になる場合があります。</td></tr><tr><td>ケーブル長</td><td>約10cm ※コネクタ含まず</td></tr><tr><td>電源方式</td><td>バスパワー</td></tr><tr><td>動作環境</td><td>温度5℃~40℃、湿度30%~80%（結露なきこと）</td></tr><tr><td>VCCI</td><td>Class B対応</td></tr><tr><td>カラー</td><td>ブラック</td></tr><tr><td>外形寸法</td><td>幅約78mm×奥行約29mm×高さ約10mm ※ケーブル含まず</td></tr><tr><td>重量</td><td>約30g</td></tr><tr><td>保証期間</td><td>1年間</td></tr></table>	コネクタ仕様 (アップストリーム)	USB-Aプラグ×1<USB 5Gbps (USB3. 2 (Gen1))/USB2. 0/USB1. 1>	USBポート (ダウンストリーム)	USB-Aポート×3<USB 5Gbps (USB3. 2 (Gen1))>	対応OS (Windows)	Windows 11/10	対応OS (macOS)	macOS Sonoma 14	対応OS備考	※各OSの最新バージョンへのアップデートや、サービスパックのインストールが必要になる場合があります。	ケーブル長	約10cm ※コネクタ含まず	電源方式	バスパワー	動作環境	温度5℃~40℃、湿度30%~80%（結露なきこと）	VCCI	Class B対応	カラー	ブラック	外形寸法	幅約78mm×奥行約29mm×高さ約10mm ※ケーブル含まず	重量	約30g	保証期間	1年間	提示していただいた製品で問題ありません。
コネクタ仕様 (アップストリーム)	USB-Aプラグ×1<USB 5Gbps (USB3. 2 (Gen1))/USB2. 0/USB1. 1>																											
USBポート (ダウンストリーム)	USB-Aポート×3<USB 5Gbps (USB3. 2 (Gen1))>																											
対応OS (Windows)	Windows 11/10																											
対応OS (macOS)	macOS Sonoma 14																											
対応OS備考	※各OSの最新バージョンへのアップデートや、サービスパックのインストールが必要になる場合があります。																											
ケーブル長	約10cm ※コネクタ含まず																											
電源方式	バスパワー																											
動作環境	温度5℃~40℃、湿度30%~80%（結露なきこと）																											
VCCI	Class B対応																											
カラー	ブラック																											
外形寸法	幅約78mm×奥行約29mm×高さ約10mm ※ケーブル含まず																											
重量	約30g																											
保証期間	1年間																											
52	【仕様書 10 特記事項】 「契約満了後に本物件に係る所有権は宇治市に移転するものとする。なお、各種ソフトウェアについても、リース契約が終了した時点以降においても、引き続き本市において使用	ご認識のとおりです。																										

	できることを条件とする。」について、ソフトウェア使用权はリース会社の所有物ではないため、リース契約終了後も引き続き貴市にて使用される場合は、貴市のご負担において、ソフトウェア使用权設定業者との間で必要な手続きを取っていただくということでしょうか。	
53	【価格変動・数量変更について】 半導体その他主要部材の著しい価格高騰、メーカーによる出荷価格改定、為替変動、物流費高騰等、受注者の責めに帰すことができない事情により、契約締結後に契約金額の維持が著しく困難となった場合、合理的な資料を提出したうえで、契約金額、仕様内容、リース期間、保守範囲または納入数量の変更について協議を申し入れることは可能でしょうか。 また、予算上、契約金額の増額が困難な場合には、契約金額を維持したまま、納入数量の減少、対象機器・付属品の一部変更、保守内容の見直し等により調整することは可能でしょうか。	「受注者の責めに帰すことができない事情」については、発生した事案ごとにその具体的な経緯や状況等を踏まえて判断すべきものと考えております。協議等については、契約書約款第 29 条において、「本契約に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、必要に応じ賃借人と賃貸人とが協議のうえこれを定めるものとする。」と規定しています。 なお、契約書に記載のある事項につきましては調整することはできません。
54	【納期遅延・分納・数量調整について】 半導体その他主要部材の供給不足、メーカーの出荷遅延、物流遅延、生産終了、型番変更その他受注者の責めに帰すことができない事情により、仕様書記載の納入期限までに全数量を納入することが困難となった場合、速やかな通知および合理的資料の提出を前提として、納期変更、分納、段階的納入、納入数量の一部変更、または代替品納入等について協議することは可能でしょうか。	質疑番号 53 の回答のとおりです。
55	【代替品・後継機種について】 メーカー都合による供給遅延、生産終了、型番変更、仕様変更、部材変更等が生じた場合、仕様書記載の性能要件を満たす同等品、後継機種または代替構成部品を、発注者の承認を得たうえで納入することは可能でしょうか。また、代替品の採用により、当初仕様と一部相違が生じる場合であっても、発注者の使用目的および必要性能を満たす場合には、仕様変更として協議することは可能でしょうか。	質疑番号 53 の回答のとおりです。
56	【メーカー・サプライヤー側のキャンセル、供給停止等について】 メーカー、販売代理店、サプライヤーその他調達先の事情により、受注者が発注済みまたは発注予定の製品について、受注取消し、出	質疑番号 53 の回答のとおりです。

	荷停止、供給停止、出荷数量の削減、納期未定化、長期出荷遅延、生産終了、または メーカー都合による発注キャンセル等が発生した場合、受注者の責めに帰すことができない事由として、納期変更、分納、代替品納入、仕様変更、数量変更または契約条件の変更について協議を申し入れることは可能でしょうか。	
57	【契約不履行責任・違約金等について】 上記のような半導体その他主要部材の供給不足、メーカー・サプライヤー側の出荷停止、供給停止、受注取消し、メーカー都合による発注キャンセル等、受注者の責めに帰すことができない事情により、当初契約どおりの納入が困難となった場合、受注者が速やかに通知し、代替品提案、分納提案、数量調整その他合理的な対応を行うことを前提として、納期遅延に伴う違約金、損害賠償、指名停止その他の不利益措置の対象外とすることについて協議は可能でしょうか。	質疑番号 53 の回答のとおりです。
58	メーカー・サプライヤー側の受注取消し、供給停止、生産終了、長期納期未定化その他受注者の責めに帰すことができない事情により、代替品の調達、分納、数量変更、仕様変更等を検討してもなお契約の全部または一部の履行が困難となった場合、契約の全部または一部解除、納入対象の一部除外、または未納入部分に関する契約条件の見直しについて協議することは可能でしょうか。	質疑番号 53 の回答のとおりです。
59	メーカー、販売代理店、サプライヤーその他調達先の事情により、受注者が発注済みまたは発注予定の製品について、受注取消し、出荷停止、供給停止、出荷数量の削減、納期未定化、長期出荷遅延、生産終了、またはメーカー都合による発注キャンセル等が発生した場合、受注者の責めに帰すことができない事由として、納期変更、分納、代替品納入、仕様変更、数量変更または契約条件の変更について協議を申し入れることは可能でしょうか。	質疑番号 53 の回答のとおりです。
60	【契約不履行責任・違約金等について】 上記のような半導体その他主要部材の供給不足、メーカー・サプライヤー側の出荷停止、供給停止、受注取消し、メーカー都合による発注キャンセル等、受注者の責めに帰すことができない事情により、当初契約どおりの納入が困難となった場合、受注者が速やかに通知し、代替品提案、分納提案、数量調整その	質疑番号 53 の回答のとおりです。

	他合理的な対応を行うことを前提として、納期遅延に伴う違約金、損害賠償、指名停止その他の不利益措置の対象外とすることについて協議は可能でしょうか。	
61	【契約解除・一部解除について】 メーカー・サプライヤー側の受注取消し、供給停止、生産終了、長期納期未定化その他受注者の責めに帰すことができない事情により、代替品の調達、分納、数量変更、仕様変更等を検討してもなお契約の全部または一部の履行が困難となった場合、契約の全部または一部解除、納入対象の一部除外、または未納入部分に関する契約条件の見直しについて協議することは可能でしょうか。	質疑番号 53 の回答のとおりです。
62	受注者側に保守義務があり、保守料は賃貸借料に含むとの認識でよろしいでしょうか。	本案件については保守に関する委託は含まれていません。
63	リース会社の責めに因らない不測の事由により、納期遅延等が発生した場合、協議の上解決していただけるという認識でよろしいでしょうか。	契約書約款第 29 条において、「本契約に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、必要に応じ貸借人と賃貸人との協議のうえこれを定めるものとする。」と規定しています。
64	動産総合保険の付保必要でしょうか。保険金額が期間通減する一般的な内容でよろしいでしょうか。地震・噴火・津波などの天災は含まない内容でよろしいでしょうか。 また、動産総合保険の付保範囲はハードウェアのみとの認識でよろしいでしょうか。	動産総合保険の付保は必要ありません。
65	他のリース会社の質疑とそれに対する回答はご共有いただけますでしょうか。	他のリース会社からの質疑及びそれに対する回答については、本質疑回答書にて共有しております。
66	物件の設置場所（使用場所）についての詳細をお聞かせください。	市民課、国民健康保険課、介護保険課、年金医療課、障害福祉課など主にマイナンバーを利用する課への配布を考えています。
67	契約満了後に貴市へ所有権が移転するとありますが、賃貸借料に固定資産税は含まないとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
68	契約満了後に貴市へ所有権が移転するとありますが、契約満了後のデータ消去・撤去・処分費用は賃貸借料に含む必要はないとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
69	本件賃貸借契約は長期継続契約でしょうか。その場合、翌年度以降の予算の減額・削除によって契約解除となる可能性はございますでしょうか。解約となった場合、残債は一括で	本案件は、長期継続契約です。予算減額にかかる契約の解除については、現時点でその可能性を完全に否定することはできません。契約解除となった場合におけ

	ご精算いただけるのでしょうか。また、同要因で実際に変更・解除となった実績はございますでしょうか。	る損害賠償については、契約書約款第 19 条 2（予算減額に係る契約の解除）において、「賃借人は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより賃貸人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、賃借人と賃貸人とが協議して定める。」と規定しています。なお、過去 5 年間に於いて、予算削減の影響を理由として、契約を解除し、又は契約内容を変更した事例はありません。
70	入札保証金・契約保証金は対象外との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
71	受注者指定の契約書を使用することは可能でしょうか。貴市指定様式の賃貸借契約書の使用が必須である場合、契約書のひな形をご開示いただけますでしょうか。	質疑番号 4 の回答のとおりです。
72	本契約の契約日をご教示ください。	2026 年 10 月 7 日（水）を想定しています。
73	本件入札のお知らせの「部分払：有(59回)」と記載がありますが、賃貸借日(2027/2/1)に対し翌月末から60回の均等払いとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
74	入札書に業者登録時の代表者と印鑑を記載・押印する場合は委任状は不要との認識でよろしいでしょうか。委任状が必要となる場合の条件の詳細をご教示ください。	ご認識のとおり、本案件に係る入札において委任状は不要です。
75	入札書に記載する金額は税抜・月額でしょうか。	入札書には、5 年分の金額を税込で記載してください。
76	賃貸借料のお支払いについて翌月末に当月分をお支払いいただくという認識でよろしいでしょうか(60回払い)。	ご認識のとおりです。
77	「ノート型パソコン仕様書」 「○ライセンス」内の「Microsoft Office Standard2024」の記載がありますが CSP ライセンスは再イメージング権が終了している為、OpenValue ライセンスである、Single Language ガバメント OV 一括初年度 Office Standard L&SA でも問題ございませんでしょうか。	マスターイメージ作成、クローニング展開作業が可能であるなら問題ありません。
78	「ノート型パソコン仕様書」 「○納品について」について、受注者の作業範囲にマスターイメージ作成、クローニ	含まれておりません。

	ング展開作業・現地設置作業は含まれておりますでしょうか。	
79	【納入期限について】 貴市、落札業者のいずれの責めにも帰する事ができない事由（天災を起因とする納期遅延、社会情勢による遅延）等の不測の事態が発生し納期遅延となった場合、受注者への指名停止処分、損害賠償や違約金請求等なく、契約期間の変更等の協議に応じていただけますでしょうか。	契約書約款第 20 条の 2（違約金）の規定において、債務の不履行が「契約の目的及び取引上の社会通念に照らして貸貸人の責めに帰することができない事由によるものであるとき」は、違約金支払いの対象外となります。指名停止の措置基準については、宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領別表第 1 の 4 (1)（契約違反）において、「正当な理由なく、契約を履行しなかったとき又は契約の相手方の責めに帰すべき事由により、宇治市が契約を解除したとき。」と規定しているため、当該条件に該当する場合は指名停止の対象外となります。賠償請求については、契約書約款において、当該条件に該当する場合の取扱いが定められていないため、具体的な状況を踏まえ、双方で協議の上、対応を決定することとなります。また、具体的な日程調整については、状況に応じて協議となります。
80	【契約書】 事前に契約書案をお示しください。	質疑番号 4 の回答のとおりです。
81	【その他】 弊社は物件の納入、設置、保守を第三者へ委託する予定であるが、①承諾を得るタイミング、②書面で承諾を得る必要があるのか、③書面で承諾を得る必要があればその様式をご教示ください。	本案件については保守に関する委託は含まれていないため、再委託申請書のご提出は不要です。 ただし、納入、設置について委託する場合は以下のとおりです。 ① 委託契約締結後 ② 再委託申請書で承諾が必要 ③ 様式があるため、提示させていただきます。また、市ホームページにも同様のファイルを掲載しているため、そちらもご確認ください。
82	【その他】 本件は、保守を含まない契約でよろしいですか。	ご認識のとおりです。
83	本件に保守はない認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
84	契約書案をご提示いただけますでしょうか。	質疑番号 4 の回答のとおりです。

85	外的要因（自然災害、落とした、ぶつけた、水こぼし）によって故障した場合は、貴市負担にて修理される認識でよろしいでしょうか。	契約書約款第 10 条において、「賃貸人は、賃貸借期間中において物件に修理または調整の必要が生じたときは、賃借人の指示にしたがって賃貸人の負担において修理等を行わなければならない。ただし、賃貸人の責に帰することができない理由による場合は、方法及び費用負担について、賃借人と賃貸人とが協議のうえ定めるものとする。」と規定しています。
86	昨今の世界情勢の影響等により、賃貸借開始日までに物件が納品できなかった場合、宇治市様と売主様の間で協議し、リース会社は納品遅延に対する責任を負わないとの認識でよろしいでしょうか。	契約書約款第 20 条の 2（違約金）の規定において、債務の不履行が「契約の目的及び取引上の社会通念に照らして賃貸人の責めに帰することができない事由によるものであるとき」は、違約金支払いの対象外となります。指名停止の措置基準については、宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領別表第 1 の 4 (1)（契約違反）において、「正当な理由なく、契約を履行しなかったとき又は契約の相手方の責めに帰すべき事由により、宇治市が契約を解除したとき。」と規定しているため、当該条件に該当する場合は指名停止の対象外となります。賠償請求については、契約書約款において、当該条件に該当する場合の取扱いが定められていないため、具体的な状況を踏まえ、双方で協議の上、対応を決定することとなります。
87	入札保証金・契約保証金は免除の認識でよろしいでしょうか。	質疑番号 70 の回答のとおりです。